

## 議案第10号

飯能市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

飯能市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第11条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第11条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、令和8年12月25日から施行する。

令和8年2月27日提出

飯能市長 新井重治

飯能市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>(児童対象性暴力等の防止)</u></p> <p>第11条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>第11条 削除</p>

条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

備考 表中の対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正）

第十一条 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和七年内閣府令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第三十四条の十六第二項の内閣府令で定める基準（以下この条において「設備運営基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 法第三十四条の十六第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第七条、第八条、第十二条から第十三条の二まで、第十五条、第十八条、第二十条、第二十一条（調理設備に係る部分に限る。）、第二十三条（第二十六条において準用する場合を含む。）及び第二十五条（設備に係る部分に限る。）の規定による基準</p> <p>三 〔略〕</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>（児童対象性暴力等の防止）</p> <p>第十三条の二 乳児等通園支援事業者は、法第三十四条の十六第四項において準用する法第二十一条の五の十八第四項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第三十四条の十六第二項の内閣府令で定める基準（以下この条において「設備運営基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一 〔同上〕</p> <p>二 法第三十四条の十六第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第七条、第八条、第十二条、第十三条、第十五条、第十八条、第二十条、第二十一条（調理設備に係る部分に限る。）、第二十三条（第二十六条において準用する場合を含む。）及び第二十五条（設備に係る部分に限る。）の規定による基準</p> <p>三 〔同上〕</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>〔条を加える。〕</p>



附則

(施行期日)

第一条 この府令は、法の施行の日（令和八年十二月二十五日）から施行する。ただし、附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

(帳簿に係る経過措置)

第二条 第十五条第二項の規定は、この府令の施行の日から令和十年三月三十一日までの間、第二十八条第二項において準用する第十五条第二項の規定は、認定事業者等が認定等を受けてから初回の基準日までの間、適用しない。

(報告に係る経過措置)

第三条 この府令の施行の日から令和十年五月三十一日までの間、第十六条第一項第一号中「報告を行う年の前年の五月一日」とあるのは「法の施行の日」と、同条第二項中「毎年」とあるのは「令和十年」と読み替えるものとする。

(申請等に係る経過措置)

第四条 認定を受けようとする民間教育保育等事業者、共同認定を受けようとする民間教育保育等事業者及び事業運営者又は対象事業者（以下この条において「事業者」という。）において、法人共通認証基盤を利用することが困難である場合には、当分の間、第十八条第三項第二号、第二十条第四項第二号及び第三十二条第六号の規定にかかわらず、当該事業者は、法人共通認証基盤の利用における事業者の識別のために用いられる電子メールアドレスの記載を要しないものとする。

(電子情報処理組織の使用に関する準備行為)

第五条 国及び学校設置者等に係る事業の所轄庁は、法の施行の日前においても、学校設置者等が法の施行後第三十一条第一項に規定する電子情報処理組織を使用するために必要な準備行為を行うことができる。

(児童福祉法施行規則の一部改正)

第六条 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

		改 正 後	改 正 前
〔略〕		<p>（児童対象性暴力等の防止）</p> <p>第五十条の二 都道府県知事は、法第十二条第七項の規定に基づき、児童相談所における児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四十一条に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第五十条の二 令第四十五条第一項の規定により、指定都市が児童福祉に関する事務を処理する場合及び令第四十五条の三第一項の規定により、法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）が児童福祉に関する事務を処理する場合には、次の表の上欄に掲げるこの命令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。</p>	<p>第五十条の二 削除</p> <p>第五十条の二 令第四十五条第一項の規定により、指定都市が児童福祉に関する事務を処理する場合及び令第四十五条の三第一項の規定により、法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）が児童福祉に関する事務を処理する場合には、次の表の上欄に掲げるこの命令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。</p>
<p>第四条第二項</p> <p>第五条</p>	<p>都道府県内</p> <p>指定都市内及び児童相談所設置市内</p>	<p>同上</p>	<p>都道府県内</p> <p>指定都市内及び児童相談所設置市内</p>

# 参考

## (抜粋)

### ○内閣府令第百四号

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）及び学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和七年政令第四百四十号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等の措置に関する法律施行規則を次のように定める。

令和七年十二月二十五日

内閣総理大臣 高市 早苗

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則

（法第二条第四項第一号ハの内閣府令で定める職員）

第一条 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号。以下「法」という。）第二条第四項第一号ハの内閣府令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二百二十条第一項に規定する助手及び同条第二項に規定する技術職員

二 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第六十五条の三（同令第三十九条、第七十九条、第七十九条の八第一項、第四百四条第一項、第四百十三条第一項及び第三百三十五条第一項において準用する場合を含む。）に規定するスクールカウンセラー

三 学校教育法施行規則第六十五条の六（同令第三十九条、第七十九条、第七十九条の八第一項、第四百四条第一項、第四百十三条第一項及び第三百三十五条第一項において準用する場合を含む。）に規定する特別支援教育支援員

四 学校教育法施行規則第七十八条の二（同令第七十九条の八第二項、第四百四条第一項、第四百十三条第一項並びに第三百三十五条第四項及び第五項において準用する場合を含む。）に規定する部活動指導員

五 学校図書館法（昭和二十八年法律第八十五号）第六条第一項に規定する学校司書

六 高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）第七条第二項に規定する指導補助者

七 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和三年法律第五十七号）第二十一条に規定する者及びこれに類する者（学校教育法第一百五十五条に規定する高等専門学校の職員であるものに限る。）のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で児童等（法第二条第一項に規定する児童等をいう。以下同じ。）に接するもの（前各号に掲げる者を除く。）

（法第二条第四項第二号の内閣府令で定める職員）

第二条 法第二条第四項第二号の内閣府令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 学校教育法施行規則第八十五条に規定する助手

二 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第二十一条に規定する者に類する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で児童等に接するもの（前号に掲げる者を除く。）

（法第二条第四項第三号ハの内閣府令で定める職員）

第三条 法第二条第四項第三号ハの内閣府令で定めるものは、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第一号）第三十二条の三に規定する児童等対象業務従事者（同号イ及びロに掲げる者を除く。）とする。

（法第二条第五項第二号の内閣府令で定める事業）

第四条 法第二条第五項第二号の内閣府令で定めるものは、次に掲げる事業とする。

一 独立行政法人海技教育機構法（平成十一年法律第二百四十四号）による独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程の本科を行う事業

二 職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第九条に規定する普通課程の普通職業訓練（十八歳未満の者を専ら対象とするものに限る。）を行う事業

三 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第三十二条の二に規定する陸上自衛隊高等工科学校における自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第二十五条第五項の教育訓練を行う事業

（法第二条第五項第九号の内閣府令で定める施設）

第五条 法第二条第五項第九号の内閣府令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

一 学校教育法第二十九条に規定する小学校その他の学校施設

二 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第二十条に規定する公民館その他の社会教育施設

三 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第四十条に規定する児童厚生施設

四 前各号に掲げるもののほか、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条第一項に規定する公の施設

五 社会教育法第五十二条第二項に規定する地域学校協働活動の機会を提供する事業を行うことができる施設であって、前各号に掲げる施設に類するもの

（法第四条第二項の内閣府令で定める事情）

第六条 法第四条第二項（法第九条第一項又は第十条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次条において同じ。）の内閣府令で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

一 学級数の増加等を理由として緊急に増員する必要があること又は予見することができない欠員が生じたことにより、短期間に教員等（法第二条第四項に規定する教員等をいう。以下同じ。）と新たに雇用契約その他の役割の提供に関する契約を締結し、その本来の業務に従事させる必要があること

二 前号に掲げる事情のほか、法第二条第三項に規定する学校設置者等、都道府県の教育委員会又は施設等運営者（法第十条第一項に規定する施設等運営者をいう。以下同じ。）がある場合の学校設置者等及び施設等運営者（以下この条及び次条並びに附則第五条において単に「学校設置者等」という。）の責めに帰することができない事由により、短期間に教員等と新たに雇用契約その他の役割の提供に関する契約を締結し、その本来の業務に従事させる必要があること